

特例事業承継税制の創設

事業承継の現場から



税理士法人押田会計事務所
代表社員 税理士

押田 吉貞氏

税理士、行政書士。1991年押田会計事務所開業後、TKC全国会員として資産税システムの開発に携わる。現在は同全国会システム委員会委員長。「遺産分割と相続発生後の対策」（共著）など著書多数。

経営承継の円滑化を目的に2009年度に創設された事業承継税制は、①ドルが高く、適用を受ける企業は限られていた。なぜならば、経営者にとってリスクが大きいく、それに見合うだけのメリットがなかったからです。

そこで、17年12月に閣議決定された「18年度税制改正大綱」で抜本的な事業承継税制改革が行われ「特例事業承継税制」が創設されました。この制度はこれまでの事業承継税制はそのまま残しつつ、18年1月から10年間の特例措置として施行されます。

そのポイントは①納税猶予対象は発行済み株式の全株式②納税猶予割合は相続税・贈与税ともに100%可能③雇用確保要件は事実上の撤廃④贈与者は代表権を持つ必要はなく、また複数人でも特例対象が可能⑤対象となる後継者は同族関係者であって代表権のある後継者で最大3人まで可能（ただし1人最低10%以上の株を有する者に限る）⑥相続時精算課税贈与が推定相続人以外にも適用可能⑦5年経過後、譲渡や合併、解散した場合でもその時点の評価額を再計算し超える部分の猶予額を減免——の7つ

事業発展の機会に

となります。

このように制度の適用要件が緩和されたことで事業承継にかかる負担が少なくなり、適用後のリスクも軽減することが可能となります。今後、制度を利用して事業承継を行おうとする中小企業の増加が予想されます。

これらの特例事業承継税制の適用を受けるためには、4月1日から5年以内(20年3月31日まで)に「特例承継計画」を都道府県に提出し認定を受け、27年3月31日までに承継を行う必要があります。つまり時限立法なのです。そのためにも、計画をできるだけ早く出し、おいた方がいいこととなります。

なお特例承継計画の策定には、税理士など中小支援の担い手である約2万6000の認定経営革新等支援機関（認定支援機関）の指導および助言

を受けて行うことと定められています。加えて第一、経営環境が変化して雇用要件が確保できなかった場合には、認定支援機関に意見が求められます。

また承継計画を策定しただけでは中小の健全な発展につながらず、そこには経営改善・磨き上げが必要です。計画の認定後、経営者は税理士などの認定支援機関とともにその進捗をモニタリングしていくことが必要です。制度を税制面だけで捉えるのではなく中小の成長・発展、後継者育成につなげる必要があります。経営者は、各認定支援機関の特性と質をよく見極めて支援を依頼することが肝要です。

いずれにしてもこの制度を活用して、日本経済を支える中小の活性化へのチャンスにしなければなりません。